

日本の目録規則（NCR）における 相対機能の研究

志保田 務

序

西洋の図書館界は19世紀半ばに近代化、つまり一般大衆への奉仕活動を始動するが、この図書館活動本格化の当初から、もう一つの営為、目録類充実への地歩が築かれて行く。この当時においては、書架の開放度が低く、多くの図書館蔵書が書庫に収められる状態にあるのが常であったから、検索は目録なくして成立しえなかったからである。

目録は、何等かの基準に立ってその記入が作成される。こうした基準が、一図書館の基準を越え、より広い範囲の館で適用される状態に入ると、標準目録規則たる性質を保有するようになる。こうした標準化のモデルは、C. A. カッターの目録規則¹⁾が、彼自身館長の職を奉じていたボストン・アセアムの館内規則として立てられ、ついでアメリカ合衆国図書館協会（ALA）の規則となり、次に英米目録規則として、さらには幾多の修正・変更を重ねながらも、全世界的な規則へと、順次受容範囲を拡大して行った事例に見る事ができるであろう。

日本における最も有力な標準目録規則は『日本目録規則』である。この規則は今日に至るまで計6度の版を重ねている。本稿はこの日本目録規則の諸版について、その論理構造を中心に検討する。なかんずく、近年の二つの版における相対機能に関して検討しようとするものである。

1. 『日本目録規則』諸版の特徴とその比較・検討

『日本目録規則』（Nippon Catalog Rules : NCR）の最初の版は1942

年に策定されたが（以下「1942年版」）、既にこれは国際性を重視する規則であった。ここに言う「国際性」とは、国際的な目録原則または西洋の代表的な目録規則に依拠していることを指す。その編纂は当時の日本における代表的な図書館研究団体である青年図書館員聯盟によって行われた。

第2次世界大戦終了後、実務の世界で日本の図書館全般を包括している日本図書館協会にこの規則の編纂権は譲られ、以後の版を重ねる。改訂の全版を通じて日本語タイトルは元のまま継承されるが、英語形は Nippon Cataloging Rules（但し略語は旧版と同じNCR）とわずかに変更される。

改訂版の最初は1952年に行われた。この版（以下「1952年版」）では記入の配列に仮名を用いるらしき様子を見せ、出版年の表示に紀年（昭和等）を使用し、記述の体裁に西洋流のいわゆる2段式でなく、日本流の3段式インデクションを採るなど「和漢書に重点をおく」面を持っていた。²⁾ただし、「著者基本記入制」³⁾そして書誌レベル（物理レベルの反意語）で各記録を成立させるという西洋目録規則の伝統に倣う等の行き方を採り、それらの点は初版同様のものであった。

ところがその1965年の改訂（以下、この版を「1965年版」という）では、再転。国際性に密着するという、初版と同様の方針に回帰した。一般社会に国際化が進んでいた時代でもあり、目録規則の国際化傾向は、以後定着するかに見られた。

しかし現実にはそうでなかった。1977年、この年の改訂では再び日本事情を反映する規則に転じた。その国内性への傾斜度は1952年版におけるそれを全く問題としないほど激しいものであった。そればかりか西洋流の目録規則と完全に異なる骨格を有していた。それまでの諸版が共通に維持してきた「基本記入方式」を放棄して、非基本記入方式を採用したのである。そういったことによってか、『日本目録規則 新版 予備版』（以下「新版・予備版」）とあたかも正式ではない版のような名称が与えられていた。

そして、今日の最新版1987年版に至る。ところがこれはまた、国際的な標準性に相当の忠実さを有する規則となった。さらにこの最新版は、時代を色

濃く反映して、機械可読化志向とそのための書誌階層規定、また多メディア対応方向等を打ち出している。ただし、非基本記入という新版・予備版（以下「1977年版」とも言う）が採った記入の様式はそのままに引き継いでいる。

このように、日本の標準的な目録規則は、国際標準への傾斜と国内事情への回帰とを交互に表出するという両極現象を起こしている。こうした迷走状況はどこから出たのであろうか。

約半数の版がめざした「国際化」については、目録規則が標準化を重要な課題とし、標準化の行きつく先が国際的標準化であることに照らして考えると、特段にコメントを必要としないであろう。あと一方の、国内事情への傾斜については、一応、下記のようにまとめることができよう。

- ① 日本語のもつ特異性。とくに記述文字の主体である漢字と、検索・配列上、顕在（少なくとも潜在）する表音（文字にたとえるとカナ）この二つを並行せしめるという構造的な特徴が挙げられる。これは記述文字と配列文字が一致する欧文系と大きく異なる。
- ② 目録作業の集中化（国家規模の印刷カード提供事業等）が遅れ、自館での目録作成から解放されず、そのため輕易に目録記入が作成できる簡便な目録規則を図書館員たちが求めたこと（1952年版，1977年版）。
- ③ 日本において目録理論が進展し、西洋の流儀でありそれゆえに国際的な方式となっていた著者基本記入方式の矛盾が日本において指摘された。結果として非基本記入の方式が採用された（1977年版）。

以上の点を中心に、NCRの諸版について検討を行うが、まずは非基本記入方式に対比される、西洋の伝統である「基本記入方式」から検討する。

2. 「基本記入方式」

基本という概念は当然相対的な存在である。つまり「基本的でないもの」またはその影の存在を条件としている。

「基本記入」という語のもとに存する意味づけは、いくぶん多岐にわたる。そしてこれの関係語としての「基本記入方式」（基本記入制）を加えると更

に込み入る。ところが、この用語は図書館学の世界で、あるいは初歩的な概念と見なされてか、分析されていない。そこでこの語の整理から始めることとする。

2. 1 「基本的記入」

19世紀までの図書館目録の多くは、通常、1図書について1記入（唯一の記入）を作成するにとどまっていた。この各1個の記入は、一人の著者（唯一の著者）を冒頭に記しており、音順（アルファベット順）の目録においては、その図書を代表する者から検索するものとなっていた。

この「唯一の記入」または「唯一の著者」を拠点として、「基本記入」という概念が成立して来たのである。

各々の図書に対して「唯一の記入」をつくりそれらを集めて1本の目録に編成していたその理由の第一は、そうすることが経済的であったところにある。ただし、その経済性の認識は、現代に近づく迄はむしろ自覚されることが少ないと考えられる。つまり、目録は求める図書を共著者や書名からも当然検索できるものでなければならないという認識が弱かった。こうした多元検索に備えるという行き方が図書館界で常識化するのには、20世紀以後のことである。それ以前の目録（規則）作成者たちにおいては、検索性よりも、記録性が意識されていた。記録性を意識するということは、どのように記録すれば個々の図書の記録として最適であるかを考え、こうした思考範囲を基盤に目録システムを規定することである。

冊子目録の時代・カード目録使用開始以前は、1図書に対して唯一の記入を作成するのが、洋の東西を問わず伝統であったが、近代に至り、この「唯一の記入」のもとに参照、索引、副出記入等の副次的な検索次元が備わって行く。こうした枠内に出発点を持って、「基本記入」という概念が発生した。

(1) 「参照」に相對するものとしての「基本記入」

1674年、オックスフォード大学ボードレアン図書館の目録規則がトマス・ハイデによって改訂された。そこでは、上記の「唯一の著者」につ

いて、すべての蔵書を通じて同一の形を採ることとしている。³⁾

たとえば、『イーリアス』の諸本においてのその著書が Homeros, Homer,あるいは Homerus というように異なる表現で表されている場合に、それらすべての図書について Homerus という目標（heading＝見出し）から検索するよう統一する。一般化して言うと、同一著作に関しては、諸本を通じて（翻訳書である場合、ペンネームまたは本名による場合等も含む）、唯一の標目形（統一標目）のもとに記入を作成する。

ここに「基本記入」は「唯一の記入」という限定的な方向からの意味付けを越えた定義を獲得する。統一標目のもとに同一著作を集中するという文献学風の「基本」を規定したのである。ただしそこには限界がある。それは、すべての図書が常に一人の著者によって著されているかのように扱うその行き方にある。例えば、多数人による合集の場合、1 図書内に複数の著者が居るのだが、記入としては「唯一の記入」しかないので、各著者ごととに著作の集中を行うという相対機能に欠け、せいぜい代表著者かタイトルのもとで「集中」しうるに過ぎない。今日では、カード目録によってさえも、多元に記入を作成することによって各著者ごとに著作の集中を図ることが可能である。しかし今なお基本記入を通じて集中機能（Collocation）を実現するという上記のような古い考えが、西洋流の図書館学において根強く主張されている。

その著者の、ペンネームのうち、基本標目として採用されなかった方のペンネームに関しては、それがもし記入の標目であったとすればそこに位置を得たであろうアルファベット・オーダーの箇所に、単に項目として記し（書誌的事項が記されない）、そのもとに統一標目への誘導、「参照」（…を見よ…等の案内）をつける。

「基本記入」は、この「参照」に対する対概念として在った。ただし「参照」は記録内容（タイトル等の書誌的事項）を伴っていないから本質的な意味では「記入」でない。かかる構造内で「記入」といえるのは「唯一の記入」のみであり、この唯一のものをもってして「基本記入」

と位置づけるのは、論理上苦しい。

(2) 「副出記入」に相對するものとしての「基本記入」

20世紀にら入るころから、1図書に対する検索のキー、唯一の著者に限定するというかせを越え、共著者やタイトルからも検索できるようにしようとする行き方がおこって来る。すなわち、1図書に対する記入(entry)の種類を増やす規定が出て来る。こうして増やされ、加えられた(added)記入を副出記入(added entry)と言う。この副出記入と對照する次元において、以前の行き方の下で唯一であったその記入(大方は著者記入)は、基本記入(main entry)と呼ばれることとなる。副出記入が当初簡略形(下図(B)参照)であり(簡略記入)、この簡略な記入の検索だけでくいたりぬ検索者は詳細形を求めて基本記入(完全記入)を重ねて検索するという仕組みが採られた(下図(A)参照)。簡略記入に対する詳細記入(完全記入)というこの相對關係をととして、「基本記入」は、その名称「基本」にかなう役まわりに初めて到達した。⁴⁾

図1

(A)

(B)

基本記入

補助記入—書名記入—(簡略記入)

<p>9 3 1 ^{タカギ}高木^{イチノスケ}市之助 ワ 湖畔 ワーズワスの詩歌を訪ねて 東京 平凡社 昭和32 [1957] 169p 図 15×15cm 1. ワーズワース、ウィリアム 2. コハン</p> <p style="text-align: center;">○</p>
--

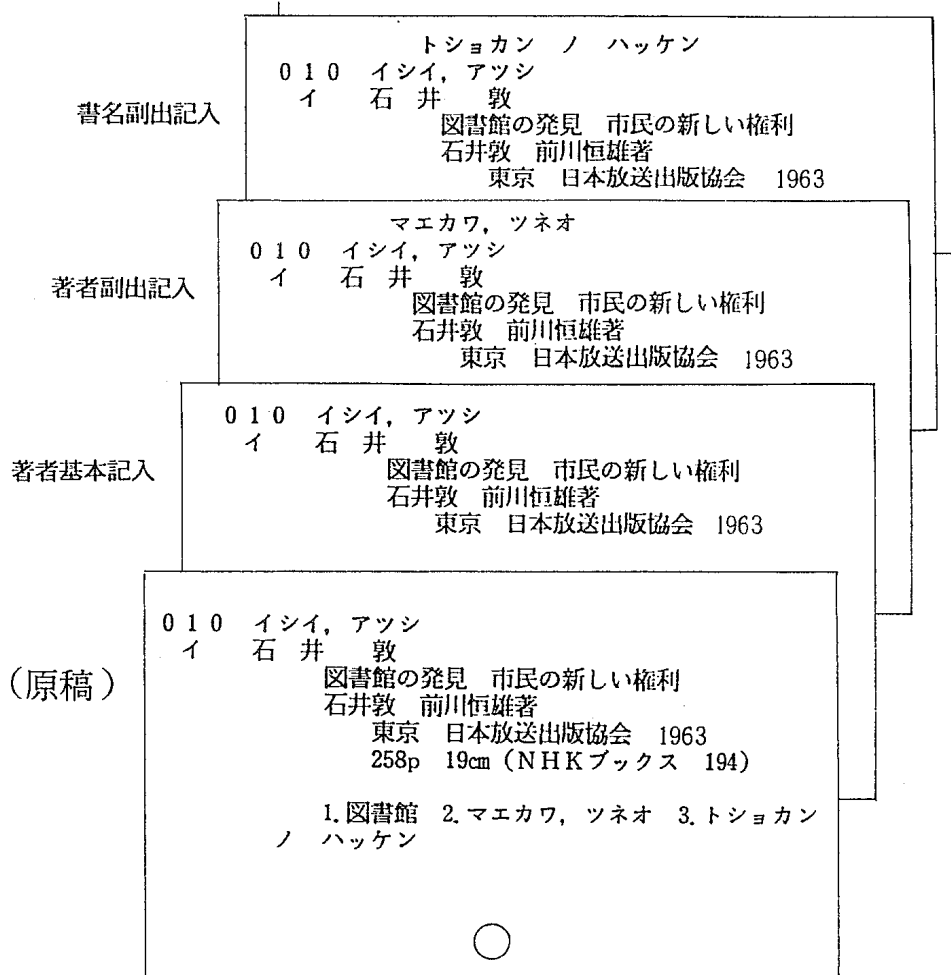
<p>9 3 1 ^{コハン}湖畔 昭和32 ワ 高木市之助</p> <p style="text-align: center;">○</p>
--

上記の組合せ(完全記入と簡略記入)は、一つ一つの目録記入を手書きしていた時代において、省力的に目録機能を向上させる手法として、効果を持ったと考えられる。

20世紀の前半には発達した複製技術が目録記入作成上に活用されるよう

になる。完全記入をコピーしたうえ、それぞれに標目を加えて各種の記入（上述では「副出記入」）を作成する事となる（下図・図2参照）⁵⁾。

図2



この時点以降、各記入の情報量は同量となり（コピーゆえに当然）、全種の記入は同格であるから、実質的には「基本記入」という概念は残存しがたいものとなったはずである。しかし、西洋流の目録の方式及びその解釈として当概念は残っている。更にはこの「基本記入」に対する定義として昔ながらに「完全な記入」などという説明を与えるものがある。だが、このような定義は今日的な状況の中では当をえないものである。

2. 2 「基本記入方式」

「基本記入」はまた「基本記入方式」という目録作成方式の名称として合成語の組成要素となっている。

基本記入方式の定義として、標準目録規則におけるその定義を記してみる。

基本記入とは記述対象資料に収録されている著作に第一義的な責任をもつと認められるものもとの目録記入である。(中略)基本方式とはこの基本記入とこれをもとにして補助的に作成される副出記入、分出記入をもって一つの著者タイトル目録を編成する方式である。⁶⁾

「これをもとにして補助的に作成される」とは、「これ」(基本記入)を原稿として複製することを意味している。ただし「補助的に作成される」との表現は、情報量が同一である他の記入に対するに適当なものではない。ともかくも、「基本記入方式」とは基本記入を原稿として各種記入を作成する目録記入作成方式を指す。

「基本記入方式」の定義がこうであるならば、ここからもとの方向へ戻って考えた場合、「基本記入」自体の意味内容は、1図書に関する全記入の原稿であり、かつその原稿の形が唯一の著者(またはそれに代わるもの)を標目としたものということになる。複製技術が発達した今日、「基本記入」は、それが簡略記入との組み合わせを下地として保有していたそれ以前の定義内容と異なる内実・意味を持つはずである。しかし上記の定義にはそうした含みが認められない。

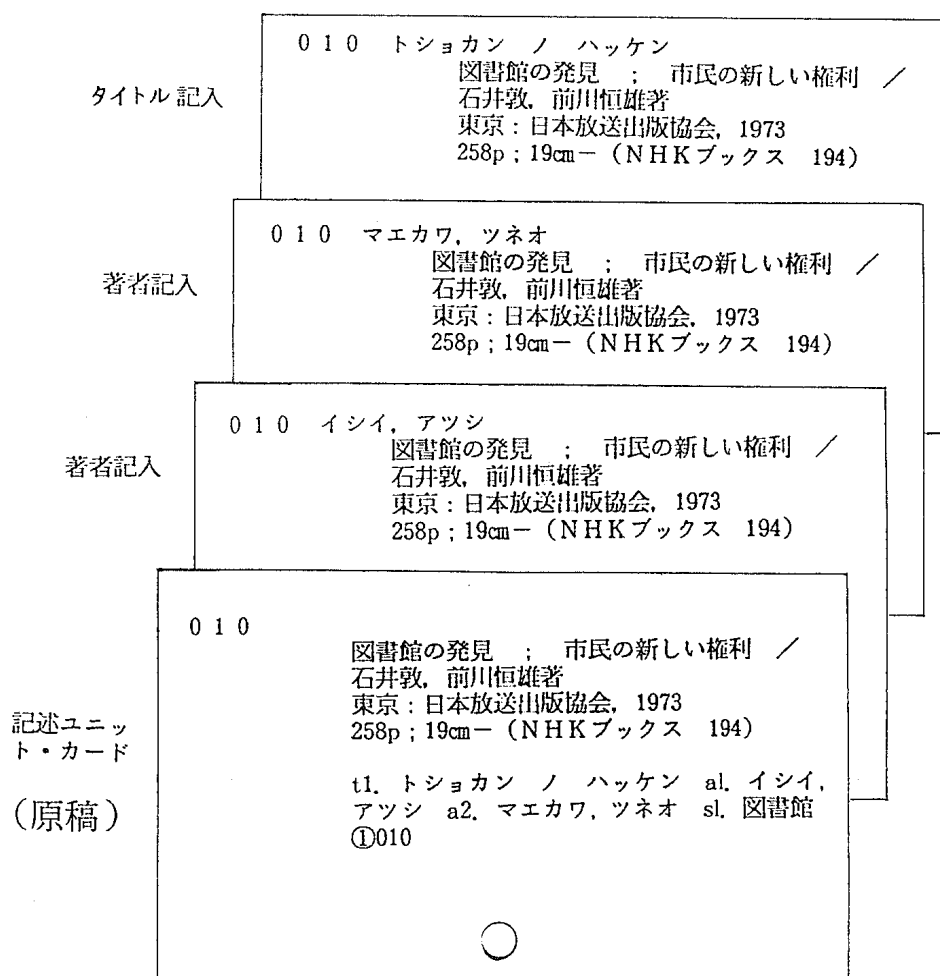
ところで、こうした記載様式(基本記入方式)、つまり複製原稿のスタイルは、複製後の各記入において果して有効に作用するであろうか。上図(図2)は⁷⁾、基本記入を原稿として複製したのち、それぞれに当該の標目を加えたもので、基本記入方式のごく簡単な事例である。このうち、共著者(マエカワ、ツネオ)に関する記入で基本記入の標目(石井敦)がむしろ邪魔となっている。NCR新版予備版も同様に指摘している。⁸⁾

こうした諸矛盾の解決を図って、NCR新版予備版(1977年版)は非基本記入の方式を軸に策定された。

3. 非基本記入方式

1977年、日本図書館協会は『日本目録規則』の3度目の改訂を行った。しかしこの改訂が強烈的な変更を伴っていたため、周囲のショックを和らげようとするかのごとく、“1977年版”とはせず、『日本目録規則 新版 予備版』とこれに名付けた。この目録規則の、西洋目録規則とは明らかに異なる骨格部分を下記に管見してみる。

図3



A. 和書専一の目録規則である。⁴⁾

B. 記録様式（記録表現のスタイル）

ア. 1965年版迄の諸版が倣っていた西洋流の著者基本記入方式を舞台裏に移した。⁵⁾

イ. 日本で開発された「記述独立方式」に倣う非基本記入の記録方式を採った。⁷⁾

C. 記録作成の単位（記録の対象単位）を「著作」から「図書」にかえた。

これらの諸点は、西洋の目録規則における関係規定とは完全に違っている。しかもNCRの、すべての先立つ版にも見られない規定である。

なかんずく、Bの2点（ア、イ）が際だった特徴である。ここでの非基本記入の記入方式（「記述ユニット・カード方式」、もとは「記述独立方式」）の採用は、目録世界に新たな地平を開くものであった。

基本記入方式によって1図書に関する全種の記入を作成（コピー）した場合、基本記入の標目が副出記入の標目に添う形となり、多くの場合邪魔な存在となる。このことは図2に見たとおりである。

この欠陥の克服が企てられた。

森耕一は複製のための原稿（カード）に基本記入を用いず、標目欄を空白にした原稿を用いる方式（図2とほぼ同じ）を開発した。⁹⁾

彼の方式は基本記入方式の持つ欠陥を捨象している。これは非基本記入の方式の最初の理論化であった。標目欄を空白として、記述部分以下をもって原稿とする形であるところから、森の方式は「記述独立方式」と一般に呼ばれる。

欧米でも、Alternative headings とか、Title unit entry というような森同様の議論が発表されている。しかしそれらすべては1967年代以降に出された論文で、森よりも10年以上遅い。¹⁰⁾

記述独立方式は1955年に発表されたのち、1973年に日本図書館研究会・整理技術研究グループの手によって条文化された（ただし『図書館目録規則案』と「案」とことわっている）ほか、幾多の図書館で館内目録規則の内に採り入れられた。尤も、この採用が進んだ最大の理由は、面倒な基本記入の標目を選定しなくてもすむと大方の図書館が理解したところにあるようである。時あたかも、公共図書館が貸出等の直接サービスに全力を注ごうとする時期にあり、目録作業の省力化が図られていたのである。¹¹⁾

そういう状況も手伝って、この方式は『日本目録規則』に入るものとなっ

た。そしてさらに、国立国会図書館が刊行する『日本全国書誌』、さらにその磁気テープ版『ジャパン・マーク』（JAPAN MARC）にも適用されたのである。

森耕一は自身の考案した流儀を「相対目録法」と称している。¹²⁾ 森の提唱にのった場合、かつてその欄に鎮座した邪魔もの、基本記入の標目は排除され、標目欄には、複製後各々当該の標目が記録される。つまり標目欄にその記入に相対する標目のみを記すところから、相対的なものと考えたのである。この、目録記入における相対機能について次に考察することとする。

4. 目録の記入方式における相対機能

記入の構造は簡単に言うと、標目（見出し）部と記述（書誌的事項の記録）部に分けられる。

目録における相対機能の検討は、この二者に対象資料を加えた三者の間で考えることができる。

- ① 標目と記録対象との相対関係
- ② 記述と標目との相対関係
- ③ 記録対象と記述との相対関係
- ④ 記述内部の書誌的事項における相対関係

これら4つの点に分けて考察することとする。

4. 1 標目と記録対象との相対関係

先に述べた「唯一の記入」の時代の基本記入において、その標目は対象図書上の一部の検索キー（共著者名、タイトル等）との間に相対性を保障していない。共著者等の検索に備えた標目（及びそのもとの記入）を有していないからである。従って精密には、記録対象に相対した標目を持っていない。

次に、基本記入を原稿として諸記録を作成する基本記入方式においては、「唯一の記入」の時代の欠陥、相対する標目（及びそのもとの記入）の一部不在という欠陥は除去されている。しかし標目（見出し）欄では基本記

入の標目が当該標目とだぶっており、その限りで相対性に明快さを欠くものと言えよう。

4. 2 記述と標目との相対関係

1977年版等の非基本記入の方式において、標目と記録対象上の検索のキーとの間に相対関係を有することは上にみた。このうち、カード目録を前提とする1977年版の「記述ユニット・カード方式」においては、各種の記入は原稿カードの単純な複製の上に成立しているから、同一原稿の下の各種記入の記述部分は全く同一の内容、同一の記述状態である。これは至極当然である。ところがこの「相対性」を更に厳密に求めるとき、次のような疑問に突き当たる。

図4

アトウダ, タカシ 京都ミステリー傑作選 山村美紗他著 東京 河出書房新社 1986 306p 15cm (河出新書) 奥付け「昭和61年第3版発行」とあり 内容: 祇園祭殺人事件 山村美紗著。 靴の行方 阿刀田高著。雪の花火 小株久三著。 京の毒・陶の変 赤江瀑著。濡れ手に粟 和久 峻三著, 昔の女 小松左京著。菊 山川方夫著。 滝に誘う女 戸板康二著

多数人による合集中の一作品（例えば事例の「靴の行方」）の著者（阿刀田高）の標目（アトウダ, タカシ）も、その記述自体に関しては、総合タイトル（『京都ミステリー傑作選』）で始まる。この記述は1点の図書全体に対応する形のものである。しかし本質的には、この標目「アトウダ, タカシ」に対する記述はその著作「靴の行方」をタイトル（記述の第一行目）とするべきであろう。

内容記事をタイトルとして、筆者の標目の下に表示するという形は、雑誌論文の書誌などに当然存在する。引用表示とも大方はそういった形を採る。ここでいうのは、図書の一部内容を形成している小編などについて、

図書館目録でどのように、表示できるかということである。

非基本記入の最初の所産「記述独立方式」を開発した森耕一は、こうした点に対処する方法を考えた。それは、「第2標目」というもので、著者標目「アトウダ、タカシ」の表示にすぐ続いて、「クツ ノ ユクエ」を標目欄の第2要素として掲げるよう図ったのである。¹³⁾これは、ユニット・カード制（原稿の複製）を土台とする限りの最高到達点である。またそれは、相対性を導入した索引の可能形態をも示唆している。しかしこのシステムによると、第2標目のあとの記述には何ら対処できない。これは印刷を手段とした場合の限界性をも示している。

コンピュータ目録の場合、プログラムの組み方次第では、標目に対応した形で記述が組替えうる。

1987年版は、こうした組替えを前方にみすえて、書誌階層（書誌レベル、書誌単位）という概念を導入し、規定した。この書誌階層規定こそは、これが実行された暁には、森の想定した相対目録法に、より完成度を高めるであろう。¹⁴⁾

4. 3 記録対象と記述との相対関係

1977年の『日本目録規則 新版 予備版』がその前後のいずれの版ともことなっていて規定している点は、原則として記録対象を図書1点1点としたことである。この規定に従うと、例えば上下本（各冊には固有のタイトルがない場合）の記録は1個ではなく、2個となる（その他の版の規定に従うと、上下本の記録は1個の記録となる）。

こうした、上下本の記録を2個とするような記録の仕方を、現象面から見れば物理レベルの記録と言ひ、1個にまとめる行き方によって作成した記入を書誌レベルの記録と言ふ。

1977年、NCRの他の諸版と異なって物理単位主義を採るに至った理由は何であった。それは目録記入の本来的機能を「その図書の記録を行う」とことと見定め、「その著作について記録する」とことではないと見すえたからである。目録記入の記録行動上の根本原則は、対象図書について平明に

記録することである。

物理単位で記録するとしたこの規定は、図書館というものが、資料を、その時その時に物理単位で受け入れ、物理単位で貸し出しているという現実にもマッチした。

しかしながら、その書誌的事項の記述順序に不適正さがあり、その結果、検索者における識別に対して混乱を与えるものとなっている。例を挙げてみる。

図5

(A)	(B)
民法 1 遠藤浩〔ほか〕編	民法 1 山田卓生〔ほか〕編
(A')	(B')
民法 2 遠藤浩〔ほか〕編	民法 2 山田卓生〔ほか〕編

事例は1977年版による記録の各冒頭部分を記したものである。これらのうち上側の列の2例は、著作としてそれぞれの各直下にある事例（同一記号のダッシュ付きのもの）とつながるものである。しかし、各々を記述上の文字の表現順に沿って識別し、配列する場合、最初に「民法1」に関する2点(A), (B)がまずつながる。次にそれらと別の塊りとして「民法2」に関する(A'), (B')が集められる。現に、コンピュータから出力したある冊子目録には下記(図6)のように印字している。これは書誌的感覚において不足を感じさせる。¹⁵⁾

こうした配列はコマンドの設定に多少留意すれば避けうる些事であるが、元をただせばその冊子目録が依拠した目録規則である新版・予備版の記述順序規定に問題があるのである。

こうした巻次は著者、出版者、シリーズ等を同定したのちに、識別要素となりうるものである。

また、同例(図6)で、著者名を巻次の次に表示する形を採っているが、この表現によってはその著者が多巻物全体の著者であるか、あるいはその巻だけの著者であるのか、不明である。

図 6

52978	民法	1	遠藤浩〔ほか〕編 有斐閣 1987. 2			
			4-641-11031-X	324	AZ-811-249	87025867
52979	民法	1	山田卓生〔ほか〕編 有斐閣 1987. 4			
			4-641-05900-4	324	AZ-811-251	87029616
52980	民法	2	遠藤浩〔ほか〕編 有斐閣 1987. 2			
			4-641-11032-8	324	AZ-811-249	87025868
52981	民法	3	遠藤浩〔ほか〕編 有斐閣 1987. 3			
			4-641-11033-6	324	AZ-811-249	87030756
52982	民法	4	遠藤浩〔ほか〕編 有斐閣 1987. 3			
			4-641-11034-4	324	AZ-811-249	87030757
52983	民法	5	遠藤浩〔ほか〕編 有斐閣 1987. 3			
			4-641-11035-2	324	AZ-811-249	87030758

新版・予備版は、記述の表示順序を欠陥として、対象図書との間の相対機能にほころびを見せている。

1987年版には、書誌単位で記録する方式に戻したので、こうした構造論理上の欠点は回避された。

4. 4 記述内部の書誌的事項における相対関係

上記の様な記述構造上の整合を実現しようと、1987年版が打ち出したのが書誌階層規定である。書誌階層規定には、入力系の概念「書誌単位」と出力系または書誌構造の比較概念としての「書誌レベル」というものがある。

記述内部では、同一書誌レベルの書誌的事項が集められ、各レベル（集合書誌レベル、単行書誌レベル、構成書誌レベル）ごとに各書誌単位が形成される。そして、それはまず下記のような形で組み合わせられ、表現（出力）される。

A. 単行書誌レベルの出力（標準型）

- ① 単行書誌単位 ② 集合書誌単位 ③ 構成書誌単位

B. 集合書誌レベルの出力（多段階記述様式）

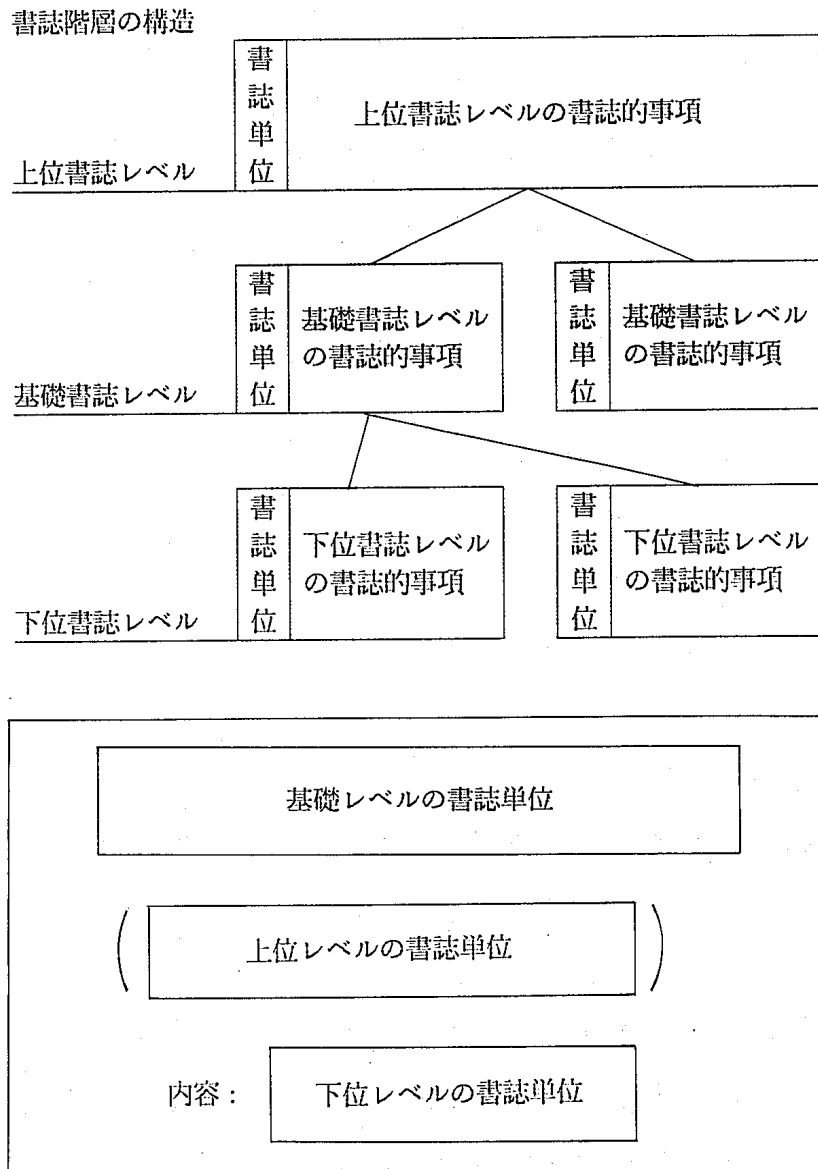
- ① 集合書誌単位 ② 単行書誌単位 ③ 構成書誌単位

C. 構成書誌レベルの出力（分出記録様式）

- ① 構成書誌単位 ② 単行書誌単位 ③ 集合書誌単位

これを図示すると下記のようなになる。¹⁶⁾

図7



ここにおいて、先に見た上下本の上巻，下巻というような物理レベルの事項は，書誌レベル（おもに単行書誌レベル）の分割下位概念に相当するものと位置づけられるべきである。簡略に申せば，巻次はある書誌レベルの全記録が終わったあとに，表示されるのが合理的である。

ここにおいて，記述内部，書誌的事項間における相対性は，論理的には相当程度進んだ形に到達したことになる。¹⁷⁾

5. 結 語

NCRの諸版を追って、おもにそれらにおける相対性を検討した。目録は時代とともに発展し、その検索性を高め、またこの検索と目録記録との間に、更に図書上の情報と目録記録との間に、相対性をより確かなものとする歩みを重ねてきた。コンピュータ目録が中心化しつつある今日、検索性、相対性の向上に対する期待は更に大きいものがある。

しかしながら、今日においてなお、コンピュータ系においても、単行書誌レベルの記録で本体は出力される例がほとんどで、各書誌レベルごとの出力を実現するという相対性の実現度は非常に低い。従って、カード目録が果していた機能をそれ程に越える機能は発揮されていない。そればかりか、コンピュータ目録（OPAC）はかえって下記のような難点を生み出している。

- ① 検索が、カードとOPACの2本建てとなる。（いわゆるシマを生む）
- ② OPACのターミナルが少なく、実際は冊子目録主体となる。
- ③ 標目（検索ポイント）が画面に再現されないので確認しにくい。
- ④ 書誌レベルに従った形で画面に表示されず（原則的に単行書誌レベルの記録が示される）、検索対象の記事中での確認が易しくない。

また、全国的な書誌ユーティリティにおいても、次のような方法が採られているに過ぎない。

A 1977年版準拠を続けユニット的な出力を行う（JAPAN/MARC 等）

B 書誌階層概念は受容したが、書誌的事項を伝票状の見出しのもとに表示する。（学術情報システム：NACSIS）（図8参照）

こうした状況では1987年版の意図は実効を表しているとは言えない。

後者、学術情報システムとの関係では、各図書館がこの NACSIS からデータを得て、自館のローカル・データとして取り入れ（ダウン・ロード）しようとしても、過去の蓄積している自館データ形への変換がプログラムの難しいケースもあり、こうした場合にはOPACが2本建になるおそれもある。¹⁸⁾

具体的には、学術情報システムの出力画面は、下図に見るように図書館世

界が維持してきた記述目録スタイルと大変異なった伝票風の表示型である。
しかもその各欄の項目語は英語でまた一般人に了解のない略語である。

図8

ACCN : 000168636 NCID : BN01686365 RTYP : P
YEAR : 1974 NBN : JP73008005 NDLC : 74008979 CNTY : ja TTLL : jpn
TXTL : jpnTITL : 野幌部落史／関矢マリ子著 II ノッポロブラクシ
PUBL : 東京 : 国書刊行会 1974
PHYS : 489p : 図, 肖像10枚 ; 22cm
NOTE : 昭和22年刊の複製
AUTH : 関矢, マリ子 II セキヤ, マリコ
CLAS : NDC6 : 211.4 ; NDLC : GC7
SUBJ : NDLSH : 江別市／／L
SUBJ : NDLSH : 開拓—北海道／／L
VOL : PRCE : 5000円
NHLN : 0002
HOLD : 北大 図 (FA001007) CL. DC16 : 951.4 / SEK CY. 1974
HOLD : 北大分 分館 (FA001018) CL. dc16 : 951.4 / se CY. 1974

目録では標準化が不可欠である。標準の第一歩は目録規則である。現在最新の1987年版は、書誌階層規定を整え、この階層概念は、学術情報システムと概念的に一致する。しかしその表示形、書誌階層の表示等においては相当の相違がある。その刷り合わせが必要である。更には、実用の目録系データベース、例えばアメリカのOCLC、カナダのUTLAS、またネットワーク系以外のJAPAN/MARCなどとの整合性も求められるであろう。

日本の目録規則（NCR）における相対機能の研究

〔注〕

- 1) 『目録学序説』／志村尚夫著。一補訂版。一東京：学芸図書，1981。— p.101～115.
- 2) 『日本目録規則』／日本図書館協会目録委員会編。—1952年版。一東京：日本図書館協会，1953。— p. 5.
- 3) 前掲 1) p. 89～90.
- 4) 目録における副出記入の考察／志村尚夫（図書館短期大学紀要；No. 5。—1971。— p.35～36）
- 5) 『資料組織法』／木原通夫，志保田務，高鷲忠美共著。一第2版。一東京：第一法規，1988。一別冊付録：目録カード实例集。— p. 2.
- 6) 『日本目録規則』／日本図書館協会目録委員会編。—1987年版。一東京：日本図書館協会，1987。— p. 4～5.
- 7) 前掲 5) p. 3.
- 8) 『日本目録規則』／日本図書館協会目録委員会編。一新版予備版。一東京：日本図書館協会，1977。— p. 4.
- 9) 標目と記述の分離／森 耕一（図書館界v. 7；no. 6，1955。— p.13—19）
- 10) Jeffreys, Alan. 1967. Alternative headings. *Catalogue & Index* 8 (Oct. 1976): 4—5.
Daily, Jay E. 1972. Title entry as unit entry. *Library Resources and Technical services* 16 (Fall 1972) : 433—444.
- 11) 図書館目録をめぐる国内の動向：目録の機能，目録規則等についての考察／志保田務（『図書館目録の現状と課題』／日本図書館学会研究委員会編。一東京：日外アソシエーツ，1987。— p.49）
- 12) 目録の相対性／森 耕一（図書館学会年報 v.15，1970。— p. 3～5）
- 13) 『目録編成規則』／日本図書館研究会編刊。—1961.
- 14) NCR本版における書誌階層及び書誌単位規定に対する一考察／志保田務（整理技術研究 23。— p.53）
- 15) 『日本全国書誌書名著者名索引』／国立国会図書館監修。—1987年版。一東京：日本図書館協会，1988。— p.667.
- 16) 前掲 6) p.48.
- 17) 前掲 14) に同じ
- 18) 学術センター目録システムとローカルシステムのインターフェイスの一例：柔構造結合を考慮して／杉町 宏，北 克一（大学図書館研究；34。— 1989，— p.69～70）

- 19) 『白書・日本の専門図書館1989：変貌する時代のなかにあって』／専門図書館協会編。－東京：専門図書館協会，1989。－ p. 287～290.

(1989. 10. 24 受理)